

令和4年5月24日

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市市民協働部スポーツ課内

水戸黄門漫遊マラソン実行委員会事務局 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤 英樹

(TEL: 052-734-8107, FAX: 052-734-8108)

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴実行委員会が使用している「特定商取引法に基づく表記」につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申し入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴実行委員会の見解や対応につきまして、令和4年6月24日までに、上記連絡先に書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

また、本申し入れの内容、貴実行委員会からの回答の有無及び回答内容、本お問い合わせ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 1 過剰入金・重複入金の不返還条項

#### (1) 条項の内容

1. 自己都合によるお申し込み後のキャンセルはできません。また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。

#### (2) 申し入れの趣旨

本規約を消費者契約法10条の趣旨に沿うように改定してください。

#### (3) 申し入れの理由

##### ア 不当利得返還義務

消費者が誤って参加料を過剰入金・重複入金する可能性は否定できないものです。

過剰入金・重複入金の場合、貴実行委員会は過剰入金・重複入金を行った消費者に対し、不当利得返還義務を負います。

##### イ 民法の権利を制限するもの

貴実行委員会の規約の内容は、消費者が過剰入金・重複入金をした場合に返金できない規定になっています。

##### ウ 消費者契約法10条

消費者契約法10条には以下のように規定されています。

##### 消費者契約法10条

消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

消費者契約法10条は、消費者の権利を制限する条項は無効であるとしています。

貴実行委員会の規約は民法の規定を制限する規定であり、消費者契約法10条によって無効となります。

##### エ 結論

よって、消費者契約法10条の趣旨に沿うように改定してください。

### 2 RUNPOによる返金

#### (1) 条項の内容

2. 地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病（新型コロナウイルス感染症を含む）等による開催中止の場合、以下の表の内容で参加料の全部又は一部をRUNPOにて返還します（ふるさと納税枠を除く）。現金での返金はいたしません。また、ご家族・お仲間エントリーのメンバーは代表者へ一括返還となります。

#### (2) 申し入れの趣旨

本規約を消費者契約法10条の趣旨に沿うように改定してください。  
消費者は、現金の返還かRUNPOの返還か選択できるようにしてください。

(3) 申入れの理由

ア 参加料の返金

参加料の返金については、貴実行委員会は消費者に対し現金で支払った消費者には現金、クレジットカードで決済を行った消費者にはクレジットカードに返金する義務が生じます。

しかし、貴実行委員会は現金などではなく株式会社アールビーズに対する債権である「RUNPO」を代物弁済として消費者に与える規定になっています。

「RUNPO」は、株式会社アールビーズが開設するRUNNET以外で使用することができないものです。

消費者になかには「RUNPO」で返金されることを希望しない者もいると考えられます。

イ 消費者契約法10条違反

参加料の返金を「RUNPO」で行うことは、消費者が不利益を被る規定であり、本規約は消費者の利益を一方的に害するものであるといえます（消費者契約法10条）。

ウ 結論

よって、消費者契約法10条の趣旨に沿うように、消費者が選択できるように改定してください。

3 疾病の責任

(1) 条項の内容

5. 大会開催中に傷病が発生した場合、主催者は応急手当を行います。その方法、経過等について、主催者は責任を負いません。なお、新型コロナウイルス感染症が原因となる場合も含まれます。
---

(2) 申し入れの趣旨

本規約を消費者契約法8条1項1号、3号の趣旨に沿うように改定してください。

(3) 申入れの理由

ア 貴実行委員会の責任について

貴実行委員会の規約では、大会開催中に疾病が発生した場合、応急手当を行うものの、その方法、経過等について責任を負わないものになっています。

イ 安全配慮義務

貴実行委員会は、参加者が安全に競技できるように配慮し、救助を要する事態が発生した場合には直ちに救助すべき安全配慮義務を負います。

ウ 消費者契約法8条

消費者契約法8条は以下のように規定しています。

消費者契約法8条

1項 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

1号 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

3号 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項

消費者契約法8条は、消費者に生じた損害について賠償する責任の全部を免除する条項、事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項は無効であるとしています。

貴実行委員会の規定は、貴実行委員会が競技者に対して安全配慮義務を負うところ、競技者に疾病が発生した場合、応急手当を行うものの、その方法、経過等について責任を負わない規定ですので、消費者契約法8条によって無効になります。

エ 結論

よって、消費者契約法8条の趣旨に沿うように改定してください。

4 大会開催中の事故・傷病・紛失等

(1) 条項の内容

6. 大会開催中の事故・傷病・紛失等に関し、主催者は、損害賠償の責任を負いません。
---

(2) 申し入れの趣旨

本規約を消費者契約法8条1項1号、3号の趣旨に沿うように改定してください。

(3) 申し入れの理由

ア 貴実行委員会の責任について

貴実行委員会の規約では、大会開催中に疾病が発生した場合、参加者の事故・傷病・紛失等に関し、損害賠償責任を負わないものになっています。

イ 安全配慮義務

貴実行委員会は、参加者が安全に競技できるように配慮する義務を負うことは、ご指摘したとおりです。

ウ 消費者契約法8条

貴実行委員会の規約は、貴実行委員会が参加者に対して安全配慮義務を負うところ、参加者の事故・疾病・紛失等について責任を負わない規約ですので、消費者契約法8条によって無効になります。

エ 結論

よって、消費者契約法8条の趣旨に沿うように改定してください。

以 上